

◆2020年 時流予測セミナー～未来をつくる企業づくり～

鳥栖経営研究会は創設 55 年の歴史ある異業種交流団体であり、市内の経営者 38 名を中心に例会・研修を通し、経営について学んでいます。当公開例会は、国内最王手のコンサルティング会社・(株)船井総合研究所にて最年少で執行役員となり、2019 年 4 月退職時は専務執行役員まで上り詰めた唐土 新市郎 氏をお迎えし開催致します。

人材育成支援に定評のある同氏の講演に、是非ご参加ください。



【日時】令和元年 11 月 21 日(木) 18:30～20:00

【場所】鳥栖商工会議所 3 階大会議室

【講師】作家・講演家(元 船井総合研究所専務取締役)

唐土 新市郎 氏(からつち しんいちろう)

【定員】60 名(※申込先着順) 【受講料】無料 【主催】鳥栖経営研究会

【申込先】受講申込書(当所HP、窓口)に必要事項をご記入の上、当所へお申込み下さい。

◆最低賃金改定のお知らせ～佐賀県最低賃金～

県内で働くすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。10 月 4 日から時間額が 28 円アップし、1 時間 790 円となります。

特定(産業別)最低賃金については、審議中であり、別途決定されます。

最低賃金の件名	(時間額)	(効力発生日)
1. 地域別最低賃金	790 円	和元年 10 月 4 日(改定前 762 円)
2. 特定(産業別)最低賃金	(時間額)	(効力発生日)
一般機械器具製造業関係	847 円	平成 30 年 12 月 28 日(現在改定中)
電気機械器具製造業関係	816 円	平成 30 年 12 月 26 日(現在改定中)
陶磁器・同関連製品製造業	763 円	平成 30 年 12 月 8 日(現在改定中)

※最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトも適用されます。

※最低賃金には、次の賃金等は含まれません。

①賞与などの臨時賃金、②休日、時間外などの割増賃金、③交通費、家族手当など

◇11 月の無料相談日のご案内* 予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

労働相談(新設)	11 月 7 日(木)	働き方改革推進センター
税務相談	11 月 6 日(水)・20 日(水)	派遣税理士(松永税理士)
金融相談	11 月 1 日(金)	日本政策金融公庫国民生活事業
	11 月 22 日(金)	佐賀県信用保証協会
法律相談	11 月 8 日(金)	行政書士会、11 月 15 日(金) 司法書士会
	11 月 22 日(金)	県弁護士会
事業承継相談	11 月 28 日(木)	佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第 4 木曜日に開催します。